

## 第3回定例会会議録

令和7年 9月25日（木）

開 議 午前10時00分

○議長（内堀喜代志君） これより本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、隨時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側は、柳澤会計課長から欠席する旨の連絡がありました。代わりに小山会計係長が出席します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

――日程第1 会期日程の報告――

○議長（内堀喜代志君） 日程第1 会期日程の報告の件を議題とします。

本定例会の会期日程は、議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

黒岩 旭議会運営委員長。

（議会運営委員長 黒岩 旭君 登壇）

○議会運営委員長（黒岩 旭君） それでは、報告いたします。

9月24日午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、令和7年第3回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程を決定しましたので、報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案26件、報告3件の計29件であります。一般質問の通告者は7名であります。

次に、審議日程については、書類番号2、1ページをご覧ください。

令和7年第3回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 2日 9月25日 木曜日 午前10時 会期日程の報告

議案上程

議案説明

第 3日 9月26日 金曜日 議案調査

第 4 日	9月 27日	土曜日	議案調査
第 5 日	9月 28日	日曜日	議案調査
第 6 日	9月 29日	月曜日	休会
第 7 日	9月 30日	火曜日	休会
第 8 日	10月 1日	水曜日	休会
第 9 日	10月 2日	木曜日	午前 10時 議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 10 日	10月 3日	金曜日	午前 10時 総務福祉文教常任委員会
第 11 日	10月 4日	土曜日	休会
第 12 日	10月 5日	日曜日	休会
第 13 日	10月 6日	月曜日	午前 10時 総務福祉文教常任委員会
第 14 日	10月 7日	火曜日	午前 10時 町民建設経済常任委員会
第 15 日	10月 8日	水曜日	午前 10時 町民建設経済常任委員会
2ページをご覧ください。			
第 16 日	10月 9日	木曜日	午前 10時 一般質問
第 17 日	10月 10日	金曜日	午前 10時 一般質問
第 18 日	10月 11日	土曜日	休会
第 19 日	10月 12日	日曜日	休会
第 20 日	10月 13日	月曜日	休会
第 21 日	10月 14日	火曜日	午前 10時 全員協議会
第 22 日	10月 15日	水曜日	午前 10時 委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

2ページ、中段をご覧ください。

#### 常任委員会開催日程

#### 総務福祉文教常任委員会

10月 3日 金曜日 午前 10時 委員会室 1・2

10月 6日 月曜日 午前10時 委員会室1・2

町民建設経済常任委員会

10月 7日 火曜日 午前10時 委員会室1・2

10月 8日 水曜日 午前10時 委員会室1・2

全員協議会開催日程

10月14日 火曜日 午前10時 委員会室1・2

以上で報告を終わります。

○議長（内堀喜代志君） これをもって会期日程の報告を終わります。

これより議案を上程します。

――日程第2 議案第70号 令和7年度 町単 小型動力消防ポンプ積載車

購入契約について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第2 議案第70号 令和7年度 町単 小型動力消防ポンプ積載車購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書1ページをご覧ください。

議案第70号 令和7年度 町単 小型動力消防ポンプ積載車購入契約について  
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、一般競争入札に付した令和7年度 町単 小型動力消防ポンプ積載車購入契約について、下記により請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記として

1. 契約の目的 令和7年度 町単 小型動力消防ポンプ積載車購入
2. 契約の方法 一般競争入札による方法
3. 契約の金額 1,023万円
4. 契約の相手方 佐久市小田井383番地2

株式会社コウサカ佐久出張所

所長 小林 達也

令和7年9月25日 提出  
御代田町長 小園拓志

次の2ページは仮契約書になります。

本件の入札は、5月29日に7社による指名競争入札を執行しましたが、2社が辞退したため、5社による指名競争入札となりました。

1回目の入札が不落となり、2回目の入札では5社中4社が辞退したため、不成立に終わりました。

なお、このときに指名した業者ですが、上田市の第一防災工業株式会社、東御市の有限会社ハラダ商会、佐久市のいすゞ自動車中部株式会社東信支店、佐久市の株式会社コウサカ佐久出張所、小諸市の長野消防設備株式会社、小諸市の長野日野自動車株式会社小諸支店、上田市の株式会社北信ポンプの7社でございます。

この指名競争入札が不成立に終わりましたので、本契約につきましては、6月20日に一般競争入札を執行し、1社の参加がありました。

その結果、佐久市の株式会社コウサカ出張所と6月23日付の仮契約を締結しております。

この積載車は馬瀬口第2分団に配備されるものでございます。

納入期限が令和8年3月31日となっております。

このときの予定価格ですが、935万円に対しまして、落札価格930万円で、落札率が99.47%となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第3 議案第71号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第3 議案第71号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書の3ページ、ご覧ください。

議案第71号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

4ページ、改め文をご覧ください。

本条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正にあわせ、部分休業の取得方法の多様化について一部改正をするものです。

改正概要は、現行の1日につき2時間を超えない範囲で30分単位で取得できる部分休業を第1号部分休業に改め、新たに1年につき上限の範囲内で1時間単位で取得できる部分休業を第2号部分休業として新設するものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例は、令和7年10月1日から適用します。

議案書の6ページから8ページが新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第4 議案第72号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第4 議案第72号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書の9ページをご覧ください。

議案第72号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

10ページ、改め文をご覧ください。

本条例は、人事院規則の一部改正にあわせ、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について一部改正するものです。

改正概要は、妊娠、出産等の申出をした職員に対して、仕事と育児の両立に資する制度のお知らせと職員の意向を確認する措置を講じるものです。また、3歳未満の子どもを養育する職員に対しても、同様の措置を講ずるものになります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例は、令和7年10月1日から適用します。

議案書の12から14ページが新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第5 議案第73号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第5 議案第73号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書の15ページをご覧ください。

議案第73号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

16ページ、改め文をご覧ください。

本条例案は、町の総合行政システムの標準化に伴い、実装された住民登録外の者の宛名番号を管理する事務が個人番号の独自利用事務に該当することから、条例に定める必要があるため、新たに追加するものです。

改正概要は、別表1には、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報管理に関する事務について、別表2には、住登外者宛名情報を追加するものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例は、令和7年8月4日から適用します。

議案書の25ページから31ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第6 議案第74号 ふるさとみよた寄附条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第6 議案第74号 ふるさとみよた寄附条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

木内政策推進課長

（政策推進課長 木内一徳君 登壇）

○政策推進課長（木内一徳君） 議案書32ページをお願いします。

議案第74号 ふるさとみよた寄附条例の一部を改正する条例案について  
ふるさとみよた寄附条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

現在、ふるさと納税を含め、町に寄附をしていただいた場合は、ふるさとみよた寄附条例に基づき、ふるさと創生基金に積み立て、寄附者から指定のあった対象事業に充当しています。

今回の改正は、条例第2条第5号に規定する、前号に掲げるもののほか、町長が別に定める事業に指定があった場合は、寄附目的が特定されていないもの又は総称

的な経費の財源となるものは、一般財源となるとされていることから、一般会計財政調整基金へ積み立てができるよう、ただし書を加えるものです。

附則としまして、本条例は、公布の日から施行します。

33ページが改正文、34ページが新旧対照表でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第7 議案第75号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第7 議案第75号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第75号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出  
御代田町長 小園拓志

37ページの新旧対照表をお願いいたします。

本条例案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の一部改正に伴い、本条例で引用している条文にも変更があるため、一部改正するものです。

第5条の第2号、支援法第5条「第14項」を「第15項」に、同条「第25項」を「第28項」に、それぞれ法律の項ずれにあわせ改めるものであります。

附則としまして、この本条例は、公布の日から施行し、一部を改正する条例の規定は、令和7年10月1日から適用するものであります。

36ページは、改め文となります。

ご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第8 議案第76号 令和6年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第8 議案第76号 令和6年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） 議案書38ページをご覧ください。

議案第76号 令和6年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度御代田町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日 提出  
御代田町長 小園拓志

議案書等は別になります。歳入歳出決算書の款項別集計表につきましては、別データのファイル番号2-1、資料1をご覧ください。

それではまず、令和6年度の一般会計の決算概要について説明をいたします。

令和5年度から繰越明許により繰り越した19事業の事業費を含んだ令和6年度決算総額は、前年度に比べ、歳入で3.1%増加し、歳出で2.0%増加しました。

歳入の主な増加要因は、普通交付税の増加、普通建設費及び災害復旧事業費に係る国庫補助金及び地方債の増加によるものでございます。

また、歳出の主な増加要因は、人件費の増加、物価高騰等による物件費の増加、普通建設費及び災害復旧事業費の増加、物価高騰対応事業等による補助費の増加によるものでございます。

それでは資料のほう、1ページをお願いいたします。

初めに、歳入から説明をいたします。

款1町税は、総額26億721万4,000円、前年度比1,252万8,000円、0.5%増加しました。個人住民税は、定額減税の実施により1,468万3,000円減少しましたが、法人町民税は959万5,000円増加しました。固

定資産税は、新增築家屋及び償却資産の増加から 1,369万2,000円増加、軽自動車税は、台数の増加等により 328万円増加いたしました。徴収率については、現年度 99.3%、滞納繰越分 14.4%、全体では 96.8% で、前年度と同率でございました。

続いて、款 2 地方譲与税から 3 ページの款 1 2 交通安全対策特別交付金までの交付金等につきましては、それぞれ資料にある理由により、増加あるいは減少しております。

このうち、3 ページの款 1 1 地方交付税は 17 億 6,146 万 9,000 円で、前年度比 2 億 809 万 7,000 円、13.4% 増加しました。普通交付税 1 億 4,508 万 3,000 円の増加は、人件費の増による給与改定分、交付税算定基準の改正等が主な要因となっております。

続いて、同じ 3 ページの款 1 3 分担金及び負担金は 4,158 万 2,000 円で、前年度比 180 万 8,000 円、4.2% 減少しました。主に、保育料負担金が 1,015 万 7,000 円減少したことによるものでございます。また、保育料の徴収率は、前年度に続き、現年分 100% となりました。

款 1 4 使用料及び手数料は 7,857 万 8,000 円で、前年度比 196 万 1,000 円、2.6% 増加しました。主に、職員駐車場使用料 91 万 8,000 円の増加、墓地永代使用料 75 万円の増加が上げられます。主な使用料の徴収率は、町営住宅の使用料現年度分で 94.5%、前年度比 0.3 ポイント上昇しております。

続いて、款 1 5 国庫支出金は 14 億 6,067 万 1,000 円、前年度比 2 億 3,560 万 7,000 円で、19.2% 増加しました。増加要因としては、都市構造再編集中支援事業補助金 1 億 7,744 万 5,000 円の増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 8,695 万 2,000 円の増、児童手当負担金 4,382 万 8,000 円の増などが上げられます。また、減少要因としては、国土交通省道路局所管個別補助金 1 億 628 万 3,000 円の減、コロナ対応地方創生臨時交付金 9,709 万 5,000 円の減が上げられます。

4 ページをお願いいたします。

款 1 6 県支出金は 4 億 6,955 万円で、前年度比 5,274 万円、12.7% 増加しました。主な要因は、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金 2,280 万円の増加、担い手確保・経営強化支援事業補助金 915 万 8,000 円の増加など

によるものでございます。

続いて、款 1 7 財産収入は 1 億 1 , 8 8 4 万 1 , 0 0 0 円で、前年度比 1 億 1 , 7 6 6 万 7 , 0 0 0 円、 4 9 . 8 % 減少しました。主な要因は、旧役場庁舎跡地や平和台児童館跡地の土地売払収入の皆減によるものでございます。

続いて、款 1 8 寄附金は 6 億 8 , 6 7 8 万 1 , 0 0 0 円で、前年度比 1 , 2 3 1 万円、 1 . 8 % 増加しました。主な要因は、令和 5 年度に新規返礼品として追加したヤッホーブルーイングのクラクトビールが令和 6 年度も引き続き好調であったことに加え、 H I R A M A T S U の宿泊関連の返礼品が、ふるさと納税制度の改正に伴う駆け込み需要の影響もあり、大きく寄附額を伸ばしたことが一因となっております。

続いて、款 1 9 繰入金は 2 億 4 , 6 0 9 万 6 , 0 0 0 円で、前年度比 4 億 9 1 0 万 5 , 0 0 0 円、 6 2 . 4 % 減少しました。こちらは財政調整基金繰入金 3 億 5 , 6 0 0 万円の皆減、学校給食運営基金繰入金 3 , 0 0 0 万円の皆減などによるものでございます。

続いて、5 ページ、お願いいいたします。歳出になります。失礼しました。5 ページの歳入です。すみません。失礼しました。

款 2 2 の町債、お願いいいたします。こちら 6 億 7 , 2 2 4 万 1 , 0 0 0 円で、前年度比 2 億 1 , 9 7 3 万 3 , 0 0 0 円、 4 8 . 6 % 増加しました。こちらは民生債が 1 億 1 , 6 7 0 万円の皆増、災害復旧債 4 , 9 3 0 万円の皆増によるものでございます。

続いて、資料 6 ページをお願いいたします。

歳出の主なもの増減理由について説明をいたします。

まず、款 1 議会費は 9 , 5 8 5 万 1 , 0 0 0 円で、前年度比 2 8 0 万 2 , 0 0 0 円、 2 . 8 % 減少しました。こちらは機構改革による人件費の減少によるものでございます。

続いて、款 2 総務費は 1 8 億 6 , 8 2 1 万 1 , 0 0 0 円で、前年度比 2 億 6 , 4 8 4 万 4 , 0 0 0 円、 1 6 . 5 % 増加しました。物価高騰対応定額減税事業 1 億 2 , 9 4 1 万 4 , 0 0 0 円の皆増、職員駐車場造成工事費 6 , 9 2 1 万円の皆増などによるものでございます。

続いて、款 3 民生費は 2 6 億 2 , 4 0 0 万 7 , 0 0 0 円で、前年度比 1 億

6,561万3,000円、6.7%増加しました。主な要因ですが、低所得者世帯物価高騰対応給付金事業で1億6万円の皆減はあるものの、臨時福祉給付金事業7,032万9,000円の皆増、雪窓保育園改修工事費7,107万8,000円の増加、就学前教育・保育施設整備補助金5,555万9,000円の増加などによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款4衛生費は5億415万2,000円で、前年度比1,809万9,000円、3.7%の増加でした。こちらは予防接種医師委託料2,178万9,000円の増加、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画策定859万1,000円の増加などによるものでございます。

続きまして、款6農林水産業費は2億6,063万9,000円で、前年度比7,610万円、41.2%増加しました。こちらは、雪窓湖ため池浚渫工事2,680万7,000円の皆増、団体営土地改良事業水路改修工事1,215万5,000円の皆増などによるものでございます。

続いて、款7商工費は2億1,534万円で、前年度比5,808万6,000円、36.9%増加しました。こちらは、U.I.Jターン就業・創業移住支援金3,160万円の増加、第50回龍神まつり補助金660万円の増加によるものでございます。

続いて7ページ、款8土木費、こちら8ページまでかかりますので、8ページのほうをお願いいたします。

こちら土木費は13億2,762万2,000円で、前年度比2億6,106万5,000円、16.4%減少しました。都市再生整備計画事業費で2億4,340万1,000円の増額はあるものの、社会資本整備基金への基金積立金4億3,160万円の減少や、令和6年8月7日の豪雨災害への対応を優先したため、町単独道路新設改良費の一部の事業を令和7年度に実施することとしたため、1億760万7,000円の減少、また、国庫補助事業である交通安全対策補助事業費1億5,510万6,000円などが減少したことによるものでございます。

続いて、款9消防費は3億1,132万5,000円で、前年度比1,430万3,000円、4.8%増加しました。こちらは一部事務組合負担金1,407万円の増加などによるものでございます。

続いて、款10教育費は6億5,417万円で、前年度比2億2,902万

8,000円、25.9%減少しました。文化財収蔵庫建設費4,312万1,000円の皆増はあるものの、学校給食運営基金及び町立小学校建設基金への基金積立金の減少、及びエコールみよた空調設備修繕工事費9,889万円の皆減等により、全体では減少となりました。

9ページをお願いいたします。

款11災害復旧費は1億6,397万4,000円で、前年度比1億4,517万1,000円、772.1%増加となりました。令和6年8月7日豪雨による町道、河川、農地、農業施設等災害復旧工事費の増加によるものでございます。

款12公債費は6億1,161万4,000円で、前年度比7,622万5,000円、11.1%減少となりました。平成26年度借入れのまちづくり交付金事業に係る公共事業等債の償還が終了したことなどから減少となりました。

款14予備費につきましては、民生費、臨時福祉給付金の新たな住民税非課税世帯等への給付金事業や消防費、災害対策費の一里塚地区防災行政無線スピーカー撤去工事費など8の科目に対し、3,098万8,000円を充用しております。

続きまして、別の資料になります。1—1—3、決算書の76ページをご覧ください。資料1—1—3の御代田町決算書の76ページになります。

こちら、実質収支に関する調書となっております。

1. 歳入総額は92億9,360万3,000円。2. 歳出総額は86億3,749万3,000円。3. 歳入歳出差引額は6億5,611万円となっております。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2) 繰越明許費繰越額1億9,193万円となっていまして、5の実質収支額につきましては、3の歳入歳出差引額から、4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、4億6,418万円となっております。

また、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額につきましては、2億5,000万円を繰り入れております。5. 実質収支額から6. 基金繰入金を差し引いた残額2億1,418万円につきましては、4. 翌年度へ繰り越すべき財源をあわせて、令和7年度へ繰越しをしてございます。

なお、地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書は、この決算書の10ページから75ページとなります。また、

財産に関する調書は、128ページから130ページ、同法第241条第5項の規定に基づく定額運用基金の運用状況を示す書類は、131ページに掲載してございます。また、132ページ以降は、主要事業の状況などの決算に関する説明資料を掲載しております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第9 議案第77号 令和6年度御代田財産区特別会計歳入歳出

決算の認定について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第9 議案第77号 令和6年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） 議案書39ページをご覧ください。

議案第77号 令和6年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、先ほどの決算書の76ページをお願いいたします。説明のほうは77ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入は、収入済額248万1,568円でした。内訳は、土地貸付料として財産区有地の貸付料245万円と、財政調整基金の預金利子3万1,568円でございます。項2財産売払収入はありませんでした。

続いて、款2繰入金、項1基金繰入金890万7,000円は、財政調整基金からの繰入金でございます。

款3繰越金、項1繰越金119万4,485円は、令和5年度からの繰越金でございます。

款4諸収入は、収入ありませんでした。

歳入合計が1,258万3,053円となり、予算額に対する収入率は99.9%となっております。

続きまして、78ページをご覧ください。

歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費は、支出済額1,218万8,905円でした。主な支出は、財産区有地の管理委託料400万円と、下草刈り委託料640万円でございます。

款2予備費は充当ありませんでした。

歳出合計が1,218万8,905円となり、予算額に対する執行率は96.9%となっております。

続いて、決算書79ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は39万4,148円となりまして、決算内容は8月26日開催の御代田財産区管理会において同意を得ております。

続いて、決算書の82ページをご覧ください。

実質収支に関する調書となっております。

1. 岁入総額1,258万3,000円、2. 岁出総額1,218万8,000円、  
3. 岁入歳出差引額は39万5,000円となっております。4. 翌年度へ繰り越すべき財源はないため、5. 実質収支額は39万5,000円となり、全額、令和7年度へ繰越しをしております。

説明は以上でございます。ご審議お願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第10 議案第78号 令和6年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出

決算の認定について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第10 議案第78号 令和6年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書 40 ページをご覧ください。

議案第 78 号 令和 6 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 25 日 提出  
御代田町長 小園拓志

決算書になりますが、決算書の 82 ページをお願いいたします。説明のほうは、次の 83 ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書の款項別集計表の歳入になります。

款 1 財産収入、項 1 財産運用収入は、収入済額 7,828 円でした。内訳は土地貸付料と財政調整基金の預金利子でございます。その下、項 2 財産売払収入はございませんでした。

続いて、款 2 繰入金、項 1 基金繰入金 328 万 5,000 円は、財政調整基金からの繰入金になります。項 2 他会計繰入金 34 万 6,500 円は一般会計からの繰入金で、こちらは分取造林収入となっております。

款 3 繰越金、項 1 繰越金は 11 万 5,425 円で、こちらは令和 5 年度からの繰越金でございます。

款 4 諸収入はありませんでした。

歳入合計が 375 万 4,753 円となり、予算額に対する収入率は 100 % となっております。

続いて、84 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は、支出済額 359 万 800 円でした。主な支出は、林野管理委託料 256 万 9,000 円、財政調整基金積立金 35 万 6,000 円でございます。

款 2 予備費は充当ありませんでした。

歳出合計が 359 万 800 円となり、予算額に対する執行率は 95.7 % となっております。

続いて、決算書の 85 ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は 16万3,953円となりまして、こちら決算内容は、8月26日開催の小沼地区財産管理委員会において同意を得ております。

続きまして、決算書の88ページをご覧ください。

こちら実質収支に関する調書になっております。

1. 岁入総額 375万4,000円、2. 岁出総額 359万円、3. 岁入歳出差引額は 16万4,000円となっております。4. 翌年度へ繰り越すべき財源はないため、5の実質収支額は 16万4,000円となり、全額、令和7年度へ繰越しをしております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第11 議案第79号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第11 議案第79号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の41ページをお願いいたします。

議案第79号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の89ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

まず、歳入でございますが、款1項1国民健康保険税、収入済額 3億7,750万7,732円で、前年度比1%の増でございます。現年度徴収率は96.1%でございました。被保険者数は3,466名で、70名の減少となっております。不納欠

損額 7 6 万 8 , 4 0 0 円で、こちらは法令に、規定に基づくものでございます。収入未済額 4 , 4 1 2 万 6 , 8 4 0 円でございました。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、こちらは督促手数料として 2 1 万 6 , 9 0 0 円でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金 1 7 6 万 5 , 0 0 0 円の収入につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化対応システム改修費用について補助がありました。

款 4 県支出金、項 1 県補助金 1 0 億 8 , 0 6 6 万 9 , 2 1 7 円の収入につきましては、市町村が支払う保険給付費に要する費用に対し、全額交付される普通交付金と、医療費の適正化に向けた取り組みや生活習慣病予防事業の取り組みに応じて交付される特別交付金となっております。

款 5 財産収入、項 1 財産運用収入 9 万 6 , 6 1 1 円。こちらにつきましては、国民健康保険支払準備基金の利息等運用益の収入でございます。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金は 9 , 3 6 3 万 1 , 6 9 4 円で、一般会計からの繰入れでございます。

款 7 項 1 繰越金、こちらは令和 5 年からの繰越金で、1 億 4 , 4 3 1 万 3 , 2 2 3 円でございました。

款 8 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、こちらは延滞金として 2 2 0 万 2 , 9 7 7 円でございました。項 2 の受託事業収入につきましては、収入はございませんでした。項 3 雑入 1 , 5 9 1 万 5 , 3 2 3 円で、交通事故に伴う医療給付費や国保資格喪失後の保険証使用に伴う医療費の返還分となっております。令和 5 年度の保険給付費交付金の還付金も収入となってございます。収入未済額となっております 6 0 万 5 , 6 6 2 円につきましては、過年度分として返納を求めてまいります。

収入合計 1 7 億 1 , 6 3 1 万 8 , 6 7 7 円となっており、予算に対する執行率につきましては 9 8 % でございました。

続いて、90 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費 6 4 7 万 7 , 5 3 7 円。こちらにつきましては、通信運搬費や委託料が主なもので、国保資格システムの改修や関係調書の作成などに支出してございます。項 2 の徴税費、賦課徴収費として、電算処理委託料などにつ

いて 4 6 6 万 1 , 8 1 7 円の支出でございます。項 3 運営協議会費、こちらは 3 , 0 0 0 円で、協議会の委員報酬でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、こちら療養給付費等の支出でございまして、9 億 2 , 0 8 4 万 4 , 8 2 8 円となりました。前年度比で 2 . 3 7 % の減でございます。項 2 の高額医療費 1 億 3 , 5 5 8 万 4 , 4 3 7 円。こちらにつきましては、前年度比 5 . 1 % の増でございました。項 3 出産育児一時金 6 4 4 万 5 , 2 5 8 円。こちらは 1 5 件の支出でございました。項 4 葬祭諸費 9 0 万円でございます。1 8 件の支出でございます。項 5 傷病手当諸費、こちらは支出ございませんでした。

款 3 国民健康保険事業費納付金、こちらは市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準等を加味した上で、県から示された金額を収めるものでございますが、項 1 の医療給付費 2 億 8 , 3 5 5 万 1 , 3 5 0 円、前年度比で 0 . 2 % の減、項 2 の後期高齢者支援金等 1 億 2 , 9 2 6 万 4 , 3 1 7 円、こちらは前年度比 5 % の増、款 3 の介護給付金 4 , 5 5 8 万 6 , 0 3 5 円、前年度比で 5 . 3 % の増となっております。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費 1 , 2 6 3 万 6 , 5 3 9 円、特定健康診査等の事業費となっております。項 2 保健事業費 6 5 2 万 3 , 9 5 0 円で、保健指導を行う職員の賃金と人間ドックの補助金となっております。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金は 1 , 8 0 6 万 1 , 4 8 3 円で、保険給付費等交付金の返還金となっております。

款 6 項 1 基金積立金 7 , 0 1 0 万円は、支払準備基金へ積み立てております。

款 7 項 1 予備費の支出につきましてはございませんでした。

歳出合計 1 6 億 4 , 0 6 4 万 5 5 1 円となっておりまして、予算に対する執行率は 9 4 % となりました。

続いて、1 0 0 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、1 の歳入総額 1 7 億 1 , 6 3 1 万 8 , 0 0 0 円、2 の歳出総額 1 6 億 4 , 0 6 4 万円、3 の歳入歳出差引額 7 , 5 6 7 万 8 , 0 0 0 円、4 の翌年度へ繰り越すべき財源についてはございません。5 の実質収支額は 7 , 5 6 7 万 8 , 0 0 0 円となっており、令和 7 年度への繰越しとなっております。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前 11 時 00 分）

（休 憩）

（午前 11 時 13 分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

――日程第 12 議案第 80 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 12 議案第 80 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の 42 ページをお願いいたします。

議案第 80 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 25 日 提出  
御代田町長 小園拓志

決算書の 101 ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

歳入でございますが、款 1 保険料、項 1 介護保険料、収入済額は 2 億 9,277 万 8,170 円で、前年度比で 17.5 % の増となっております。普通徴収の現年度徴収率は 97.1 % でございました。不納欠損額 20 万 7,810 円、こちら法令に基づくものでございます。収入未済額 188 万 3,110 円でございました。

款 2 の分担金及び負担金、項 1 負担金 92 万 4,860 円で、介護予防事業の利用者負担金となっております。

款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料、こちらは督促手数料として 3 万 2,400 円

でございました。収入未済額は100円でございました。

款4国庫支出金、項1国庫負担金2億383万9,964円で、前年度比で3.3%の増でございます。こちらは介護給付費に対する国の負担金でございます。項2の国庫補助金4,722万3,518円、前年度比で2.1%の減となりました。調整交付金と地域支援事業交付金、それから保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金などとなっております。

款5項1支払基金交付金3億178万8,000円、前年度比で3%の増でございます。こちらは介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金となっております。

款6県支出金、項1県負担金1億6,930万2,000円で、前年度比3.5%の増でございます。こちらは給付費に対する県の負担金でございます。項2県補助金992万3,282円、前年度比2.4%の減で、こちらは地域支援事業交付金となっております。

款7財産収入、項1財産運用収入7,693円、こちらは基金の利息となってございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金は1億8,590万7,787円で、前年度比8%の増でございます。一般会計からの繰入れとなってございます。

款9項1繰越金、令和5年度からの繰越金で5,677万7,736円でございます。

款10諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、こちらは延滞金としまして5万3,730円。項2のサービス収入251万9,520円、こちらは居宅介護予防支援サービス計画費の収入となっております。項3の雑入はございませんでした。

歳入合計12億7,107万8,660円となっており、予算に対する執行率は98%でございました。

次の102ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1項1総務費1,782万5,096円で、前年度比9.2%の増でございます。電算処理委託料、佐久広域連合の介護認定審査会の負担金となっております。

款2項1保険給付費10億7,349万9,171円で、前年度比2.7%の増でございます。居宅や施設などの介護サービスの給付費でございます。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費4,866万1,087円、

こちらは地域包括支援センターの運営経費、要介護、一般高齢者への配食等の任意事業経費となっております。項2の介護予防・生活支援サービス事業費3,020万359円。こちらについては、要支援・事業対象者への配食、また生活支援サービスや訪問型・通所型サービスの支出となっております。項3一般介護予防事業費138万7,356円。こちらは介護予防普及啓発事業としまして、介護予防教室、生活サポートー養成事業の経費でございます。

款4項1基金積立金、基金の利息としまして、5万円を積み立てております。

款5項1諸支出金2,120万1,408円で、こちらは、国・県への返還金となっております。

款6項1予備費の支出はございません。

歳出合計11億9,282万4,477円となり、予算に対する執行率につきましては92%でございました。

続いて、114ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1の歳入総額12億7,107万8,000円、2の歳出総額11億9,282万4,000円、3の歳入歳出差引額7,825万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5の実質収支額7,825万4,000円となり、この金額が令和7年度への繰越しとなります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第13 議案第81号 令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第13 議案第81号 令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の43ページをお願いいたします。

議案第81号 令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日 提出  
御代田町長 小園拓志

決算書の115ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

歳入でございますが、款1項1後期高齢者医療保険料1億9,508万6,990円で、前年度比で21.3%の増となりました。普通徴収の現年度徴収率につきましては97.9%でございました。収入未済額は348万830円でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、こちらは督促手数料としまして3万2,800円でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金4,635万4,565円で、前年度比13.2%の増でございます。事務費、保険基盤安定、保健事業費に対する繰入れとなっております。

款4項1繰越金、令和5年度からの繰越金で112万3,013円でございます。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料6万4,820円で、延滞金の収入でございます。項2の償還金及び還付加算金6万4,100円、保険料の還付金でございます。項3雑入315万3,050円、健診事業費広域連合支出金として、また、人間ドックに対する特別調整交付金となっております。

歳入合計2億4,587万9,338円、予算に対する執行率につきましては98%でございました。

116ページをお願いいたします。

歳出ですが、款1総務費、項1総務管理費89万9,602円、電算処理委託料、通信運搬費が主な支出でございます。項2徴収費、賦課徴収経費として65万7,443円、印刷製本費や通信運搬費でございます。

款2項1後期高齢者医療広域連合納付金2億3,818万8,375円、前年度比で20%の増でございます。

款3保健事業費、項1健診事業費333万6,989円、前年度比で17%の増、こちらは健診の委託料となっております。項2保健事業費181万円、人間ドック

への補助金でございます。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金6万4,100円、保険料の還付金でございます。

款5項1予備費の支出につきましてはございませんでした。

歳出合計2億4,495万6,509円となりまして、予算に対する執行率は98%でございました。

122ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1の歳入総額2億4,587万9,000円、2の歳出総額2億4,495万6,000円、3の歳入歳出差引額92万3,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額は92万3,000円となり、令和7年度への繰越しとなります。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第14 議案第82号 令和6年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第14 議案第82号 令和6年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の44ページをお願いいたします。

議案第82号 令和6年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の 123 ページをお願いいたします。

令和6年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入・歳出決算書款項別集計表。

歳入です。

款1 県支出金、項1 県補助金、収入済額9万円は、事業費に対する4分の3の補助でございます。

款2 繰越金、項1 繰越金、収入済額17万37円は、前年度の繰越額でございます。

款3 諸収入、項1 貸付金元利収入、収入済額121万8,462円は、貸付けの未償還分でございます。項2 延滞金、加算金及び過料はございません。

したがいまして、収入合計は、収入済額147万8,499円です。

次の124ページをお願いいたします。

歳出です。

款1 土木費、項1 住宅費、支出済額143万7,780円は、一般会計への繰越しでございます。

したがいまして、歳出合計は143万7,780円です。

次の125ページをお願いいたします。

歳入歳出差引額は4万719円となります。

128ページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

1. 歳入総額は147万8,000円、歳出総額は143万7,000円、3. 歳入歳出差引額は4万1,000円、4. 翌年度への繰り越すべき財源はございません。5. 実質収支額4万1,000円を令和7年度へ繰越しをいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第15 議案第83号 令和6年度御代田小沼水道事業会計利益の  
処分及び歳入歳出決算の認定について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第15 議案第83号 令和6年度御代田小沼水道事業会  
計利益の処分及び歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の45ページをお願いいたします。

議案第83号 令和6年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度御代田小沼水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和6年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

ファイル1—1—4、別添の令和6年度御代田小沼水道事業会計決算書をお願いいたします。

決算書の16ページをお願いいたします。

1、決算報告書です。

(1) 収益的収入及び支出。収入です。

第1款水道事業収益の決算額は2億2,188万3,744円です。第1項営業収益1億9,307万878円は、主たる営業活動から生じる収益で、水道使用料が主なものでございます。第2項営業外収益2,881万2,866円は、金融及び販売活動に伴う収益、その他営業活動以外から生じる収益で、基金の利息、長期前受金が主なものでございます。第3項、特別利益はございません。

支出をお願いいたします。

第1款水道事業費用の決算額は2億591万3,230円です。第1項営業費用2億246万7,352円は、主たる営業活動から生じる費用で、浅麓水道企業団からの受水費、水質検査、職員4名分の総係費でございます。第2項営業外費用344万5,878円は、金融及び販売活動に伴う費用で、企業債利息、消費税納付額が主なものでございます。第3項特別損失及び第4項予備費からの支出はございません。

次の17ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出。収入でございます。

第1款資本的収入の決算額は2,498万9,800円です。第1項企業債の収入はございません。第2項工事負担金2,498万9,800円は、新築に伴う新規加入金が主な収入でございます。第3項補助金及び第4項出資金の収入はございません。

支出をお願いいたします。

第1款資本的支出の決算額は2億3,721万5,843円です。第1項建設改良費2億28万5,635円は、西軽井沢地区及び一里塚地区の配水管布設工事が主なものでございます。第2項企業債償還金3,693万208円は、現年度分の企業債償還分でございます。第3項予備費からの支出はございません。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する2億1,222万6,043円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,592万3,323円、現年度分損益勘定留保資金7,535万8,642円及び建設改良積立金1億2,094万4,078円により補填いたしました。棚卸資産購入限度額は258万1,000円で、決算額は242万9,460円となり、うち22万860円は、仮払消費税及び地方消費税でございます。

次の18ページをお願いいたします。

2 財務諸表（1）損益計算書、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間の収益と費用となります。

1 営業収益（1）給水収益1億7,003万1,710円は水道使用料でございます。（2）その他営業収益603万6,000円は、消火栓管理料及び開栓手数料でございます。営業収益の合計は1億7,606万7,710円となりました。

2 営業費用（1）原水及び浄水費2,747万8,865円は、浅麓水道企業団受水費、水質検査協議会負担金が主なものでございます。（2）配水及び給水費3,077万791円は、施設光熱費、検満メーターの交換、検針委託料が主なものでございます。（3）総係費4,354万6,814円は、職員4名、会計年度職員2名、水道システム等の借上料でございます。（4）減価償却費7,188万916円は、施設の減価償却分でございます。（5）資産減耗費2,274万4,976円は、固定資産の除却費でございます。営業費用の合計は、1億9,642万2,362円となりました。したがいまして、営業損失は2,035万4,652円となります。

3 営業外収益 (1) 受取利息及び配当金 369万4,857円は、預金利息、債券の配当金でございます。(2) 雑収入 156万4,538円は、使用料延滞金、検満後のメーター器の売却費が主なものです。(3) 長期前受金戻入 2,106万7,250円は、減価償却費のうちの国費分です。営業外収益は 2,632万6,645円となります。

4 営業外費用 (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 336万9,240円は、企業債の利息でございます。(2) 雑支出 324万9,395円は、仮払消費税、漏水減免額です。営業外費用の合計は 661万8,635円となり、営業外収支は 1,970万8,010円となります。したがいまして、営業損失は 64万6,642円となりました。よって、当該純損失は 64万6,642円となります。前年度繰越利益剰余金はございません。その他未処分利益剰余金変動額は 1億2,159万720円です。当年度未処分利益剰余金は 1億2,094万4,078円となりました。

続きまして、20ページをご覧ください。

(3) 剰余金処分計算書。こちらは、本会議におきまして、決算認定とあわせて、今回、未処分利益剰余金から資本金への組入れの議決を賜りたい処分案です。未処分利益剰余金は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分したものについて記載しております。

当年度未処分利益剰余金は、損益計算書のとおり 1億2,094万4,078円です。議会の議決により 1億2,094万4,078円を資本金へ組み入れさせていただきます。したがいまして、処分後残高は資本金が 11億5,640万1,513円、資本剰余金合計額が 1,737万7,741円、繰越利益剰余金はございません。

次の 21 ページをお願いいたします。

(4) 貸借対照表。

資産の部、1 固定資産については、(1) 有形固定資産は、施設の土地、建物、機械設備、水道管などで、固定資産合計は 18億4,119万6,823円です。

2 流動資産につきましては、現金預金のほか、水道使用料未収金、水道メーターなどの貯蔵品です。流動資産合計は 7億3,936万2,280円です。したがいまして、資産合計は 25億8,055万9,103円となります。

負債の部です。3 固定負債につきましては、令和6年度償還金残高、特別修繕

引当金で、固定負債合計額は2億2,130万2,526円です。4 流動負債につきましては、令和6年度償還金、過年度工事費未払金、職員賞与引当金などで、流動負債合計は9,017万6,427円です。5 繰延収益につきましては、国庫補助金などの長期前受金から令和6年度分を除いたもので、繰延収益の合計は4億2,617万1,394円です。したがいまして、負債合計は7億3,765万347円です。

資本の部、6 資本金は10億3,545万7,435円です。7 剰余金につきましては、資本剰余金、利益剰余金で、剰余金合計は8億745万1,321円です。したがいまして、資本合計は18億4,290万8,756円です。よって、負債資本合計25億8,055万9,103円となります。

資本合計額と負債資本合計額は一致しております。

なお、決算附属書類として収益費用明細書、資本的取支明細書、キャッシュフロー計算書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時51分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

荻原副町長から、体調不良により欠席する旨の連絡がありました。

――日程第16 議案第84号 令和6年度御代田町下水道事業会計利益の  
処分及び歳入歳出決算の認定について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第16 議案第84号 令和6年度御代田町下水道事業会  
計利益の処分及び歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の46ページをお願いいたします。

議案第84号 令和6年度御代田町下水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度御代田町下水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和6年度御代田町下水道会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日 提出  
御代田町長 小園拓志

ファイル1—1—5、令和6年度御代田町下水道事業会計決算書をお願いいたします。

14ページをお願いいたします。

1 決算報告書（1）収益的収入及び支出。

収入です。

第41款下水道事業収益の決算額は6億5,227万1,013円となりました。

第1項営業収益3億7,052万5,065円は、主たる営業活動から生じる収益で、下水道使用料が主なものでございます。第2項営業外収益2億8,074万5,948円は、金融及び販売活動に伴う収益、その他営業活動以外から生じる収益で、一般会計からの繰入れと長期前受金が主なものでございます。第3項特別利益100万円は、事業費に対する負担金でございます。

支出をお願いいたします。

第51款下水道事業費用の決算額は6億27万2,806円となりました。第1項営業費用5億5,461万3,989円は、主たる営業活動から生じる費用で、処理場、固定資産減価償却費が主なものでございます。第2項営業外費用3,858万9,967円は、金融及び販売活動に伴う費用で、企業債利息、消費税納付が主なものでございます。第3項特別損益706万8,850円は、過年度の消費税納付額でございます。第4項予備費の支出はございません。

次の15ページをお願いいたします。

（2）資本的収入及び支出。

収入でございます。

第61款資本的収入の決算額は8億9,680万7,000円となりました。第

1項企業債6億810万円は、建設改良債として下水道整備事業債、資本費平準化債が主なものでございます。第2項補助金1億1,030万円は、社会資本整備総合交付金で、処理場改築工事、管渠改築工事に伴う国庫補助金でございます。第3項他会計出資金1億4,464万1,000円は、一般会計からの繰入れです。第6項負担金等3,376万6,000円は、受益者負担金分担金による収入でございます。

支出をお願いいたします。

第71款資本的支出の決算額は9億5,793万243円となりました。第1項建設改良費4億4,340万9,062円は、処理場電気・機械設備工事費、一里塚、西横辻、馬瀬口、南浦地区管渠整備費、新築に伴う公共までの設置工事費が主なものでございます。第3項企業債償還金5億1,452万1,181円は、建設企業債、社会資本、平準化債の元金償還金でございます。したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する6,618万3,243円は、当年度分損益勘定留保資金により全額を補填いたしました。

次の16ページをお願いいたします。

## 2 財務諸表です。

(1) 損益計算書、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間の収益と費用となります。

1 営業収益として、(1)下水道使用料3億3,611万5,327円は、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理施設の使用料でございます。(2)受託工事収益はございません。(3)その他営業収益、督促手数料、指定工事店の登録料です。営業収益の合計は3億3,637万3,718円となります。

2 営業費用として、(1)管渠費353万9,700円は、下水道施設の影響による舗装修繕費が主なものでございます。(2)処理場費1億4,221万3,898円は、処理場維持管理費、光熱水費、下水道システムの使用料が主なものでございます。(3)総係費1,718万4,182円は、職員3名、会計年度任用職員1名分でございます。(4)減価償却費3億5,390万4,222円は、施設の減価償却費でございます。(5)資産減耗費2,337万1,209円は、固定資産除却費として、処理場改築に伴う既設設備の減耗分でございます。(6)その他営業費用はございません。営業費用の合計は5億4,021万3,211円となり

ます。したがいまして、営業利益は2億383万9,493円のマイナスとなりました。

3 営業外収益として、(1)受取利息及び配当金はございません。(2)他会計補助金7,294万8,000円は、一般会計からの繰入れです。(3)長期前受金戻入1億9,371万5,595円は、国費などの減価償却費分でございます。

(4)雑収益653万8,980円は、浅麓環境施設組合からの分担金還付でございます。営業外収益の合計は2億7,320万2,575円となります。

4 営業外費用として、(1)支払利息及び企業債取扱諸費3,580万2,167円は、企業債の利息です。(2)消費税及び地方消費税138万8,900円は、消費税の納付額でございます。(3)雑支出14万5,679円は、仮払消費税です。営業外費用の合計は3,733万6,746円となり、営業外収支は2億3,586万5,829円となります。したがいまして、経常利益は3,202万6,336円となりました。

5 特別利益として、(3)その他特別利益90万9,091円は、事業費の負担金です。特別利益の合計は90万9,091円となります。

6 特別損失として、(5)その他特別損失は、過年度消費税と使用料、受益者負担金の不納欠損額です。特別損失の合計は706万8,850円となり、615万9,759円のマイナスとなりました。したがいまして、当年度純利益は2,586万6,577円となりました。前年度繰延利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額はございません。当年度未処分利益剰余金は2,586万6,577円となりました。

続きまして、18ページをお願いいたします。

(3)剰余金処分計算書。当年度末残高は、損益計算書により、未処分利益剰余金が2,586万6,577円です。議会の議決による処分額はございません。法令による処分額、御代田町上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例により2,586万6,577円を、減債積立金の積立てに650万円を、建設改良積立金の積立てに1,900万円を、利益積立金の積立てに36万6,577円といたしました。したがいまして、処分後残高は、資本金が14億469万3,917円、繰越利益剰余金はございません。

次の19ページをお願いいたします。

(4) 貸借対照表。資産の部。固定資産（1）有形固定資産として、処理場の土地、建物、機械設備、管路などです。有形固定資産の合計は103億6,706万628円です。（2）無形固定資産については、下水道会計システムになります。無形固定資産の合計は678万2,400円です。（3）投資その他資産につきましては、下水道建設基金になります。投資その他資産合計は1億3,052万円になります。固定資産合計が105億436万3,028円になります。

2 流動資産につきましては、現金預金のほか補助金、使用料などの未収金、委託業務の前払金になります。流動資産の合計は2億7,498万2,667円になります。したがいまして、資産合計は107億7,934万5,695円です。

負債の部です。3 固定負債につきましては、令和6年度償還金残高です。固定負債合計は38億4,156万701円です。

4 流動負債につきましては、令和6年度償還金、過年度工事費未払金、職員賞与引当金などです。流動負債合計は5億3,546万9,567円です。

5 繰延収益につきましては、国庫補助金などの長期前受金から令和6年度分を除いたもので、繰延収益合計は49億7,175万4,933円です。したがいまして、負債合計は93億4,878万5,201円です。

資産の部につきましては、6 資本金は14億469万3,917円です。

7 剰余金は、（2）利益剰余金として、当年度未処分利益剰余金です。剰余金合計は14億3,056万494円です。よって、負債資本合計は107億7,934万5,695円です。

資本合計額と負債資本合計額は一致しております。

なお、決算附属書類として、収益費用明細書、資本的取支明細書、キャッシュフロー計算書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これをもちまして、令和6年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。

監査委員より審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

井田代表監査委員。

(代表監査委員 井田理恵君 登壇)

○代表監査委員（井田理恵君） 代表監査委員の井田理恵です。議会選出の五味高明監査委員とともに行いました。令和6年度決算審査の結果と公表について、監査委員を代表し、ここにご報告を申し上げます。

私たちは、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、町長より審査に付されました令和6年度御代田町一般会計及び6つの特別会計の歳入歳出決算審査並びに定額基金運用状況に関する関係書類の審査を実施しました。

審査意見書は、御代田町歳入歳出決算審査意見書及び定額基金運用状況審査意見書として、定例会議案書の47ページから58ページに記載しました。ご参照願います。

構成は、審査の概要、審査の結果、決算概況、審査についての所感からなっています。

第3の決算概況につきましては、先ほど来、町側、理事者、そして各担当課長より詳細な説明が行われましたので省略し、第1、第2、第4についてご報告を申し上げます。

なお、定額基金運用状況につきましても準じた審査を行いましたので、同基金の意見書を参考願います。

第1に、審査の概要であります。まず、令和6年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、一般会計と6つの特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでいます。

特別会計の詳細は、決算審査意見書の最終ページの別表に記載しました。

審査対象について、第1次的には、去る7月23日から25日に予備審査、28日から8月5日まで本審査を行いました。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書及び同附属書類について、1、法令に準拠し作成されているか。2、計数は正確であるか。3、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか。歳入歳出に関する事務は、法令に適合し適正になされているか。財産の管理は適正になされているか等々、諸点に意を払い、関係諸帳簿及び証書類を試査により照合しました。さらに、関係資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じて預金証書等証券類の実査や金融機関への残高確認を行いました。

なお、定期監査及び例月出納検査等への結果もあわせて考慮し、審査をしました。

第2は、審査の結果であります。これら審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、決算書等は正確かつ適正に作成されていました。事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認めました。

決算書の法令遵守と正確性については、いずれも準拠して作成されており、計数も正確であると認めました。

次に、予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認めました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合し、誤りがないものと認められました。

なお、町長より審査に付された地方自治法第241条に定められた定額の基金を運用するための御代田町土地開発基金及び収入印紙等の購入資金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理はおおむね適切であると認めたことをご報告申し上げます。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

なお、課ごとの個別の疑問や問題点、ご意見について、その都度ご注意を申し上げており、多くはその都度改善されてきておりますと、あわせて報告申し上げます。

それでは、次に監査委員の所感に入ります。

第1は、採用と人事管理についてです。

職員採用状況は、当町では有能な新卒者と幅広い年代から即戦力を期待する採用まで、窓口を大きく開けた方式になっています。多様な人材確保が町民行政サービスへ還元されれば、目的達成となります。一方、入職から研修へのコストと裏腹にスピード離職、病休も散見されています。真に適性に合う採用となるよう職務経歴書の提出、インターンシップの試みなど深度を上げ、双方の益となる採用方法の研究を期待します。

第2は、適正な文書作成と数値の把握から分かる説明までについてです。

所管担当事務の説明文書作成は、多くの場面で業務上必須です。数字の正確性、表の見やすさと統一性、適正な文言使用などが求められています。行政用ソフトウェアの進歩により業務効率をアップしましたが、数値・文言への理解が未熟であれば入力ミスとなり、不完全なものとなってしまいます。桁数字チェック、校正、読

み直しなどから、正確かつ分かりやすい文書と情報提供へつながり、安定感ある説明業務がなされることを期待します。

第3は、ヒューマンエラーについてです。

不作為による不適切な事務作業が少數認められた報告を受け、解消に向けた防止策の共有を行いました。間違い行為の経過遡りの検証で、作業フローをフォーマット化し実行すること。管理者においては、あわせて必要な指導行為と規則に沿った公正な処遇措置がなされることが肝要となります。

第4は、繰越し事業についてです。

令和6年度繰越し額は9億7,000万円ほどで、全予算額の約1割となりました。要因として6年度の災害復旧事業を最優先にしている影響があります。自治体予算は多年度事業と認めたもの以外は当年度以内に執行することが原則です。執行できなければ次年度に繰り越せばよいという意識が常態化すると、予算作成業務も破綻しかねません。国の上部機関からの交付金・補助金などの影響も鑑み、特別事情まで考慮した予算作成と事業計画を期待します。

第5は、金券管理から処分手順の規則作成についてです。

65歳以上の高齢者生活応援券など物価高騰対策事業（6年度4,607枚発行4,607万円）の金券が発行されています。過年度には他事業でも金券発行の実績があります。今後もこれらのことと想定し、当該管理処分には文書化した規則が必要と捉えるので、着手されることを希望します。

第6は、窓口来庁者から信頼される説明力についてです。

疑義、申立てには問題を共有し、丁寧な検証を行い、事務上の誤りが発覚の際は、誠意ある謝罪と報告に努めてください。誤りがなかった際は、根拠証拠を用い、簡潔で丁寧な説明を尽くすようにしてください。困難状況には2名ほどの複数で傾聴し、寄り添いとあわせ、公平公正な観点への理解へ協力を願う努力を確保されることを望んでいます。

以上が一般会計等の決算審査報告の所感となります。

次に、令和6年度御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査意見書について申し上げます。

御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査意見書は、定例会議書の59ページから62ページに記載しました。ご参照ください。

私たち監査委員は、6月27日に水道事業決算審査を担任しました。決算審査に当たり、一般会計の決算審査手続に準ずるとともに、月次出納検査の際の月次損益を含む事業概況の説明を受けており、これらも参考に決算審査を行っております。

その結果、審査に付された御代田小沼水道事業決算書並びに附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、その計数はおおむね正確であると認めました。

予算及び事務の執行並びに財産管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、誤りがないと認めました。

それでは次に、御代田小沼水道事業会計についての監査の所見を3点ほど申し上げます。

第1は、事業経営に関することです。

今期は多額の資産減耗費の計上もあり、経常損失が発生することとなりました。これは設備更新による一時的なものですが、例年どおりの資産減耗費であったとしても、水道事業の利益は低空飛行となります。公営企業会計においては、支出が費用であるとの意識を強く持ち、損益思考で経営していくことが必要です。

第2は、情報の共有に関するです。

インフラの老朽化が全国で課題となっており、上水道についても同様です。地道に設備の更新を実施していくことが最重要ですが、経営状況について使用者との情報共有に努め、理解を含めてもらうといったソフトの部分も大事な要素となってきます。

第3は、経理事務に関するです。

決算書の作成など経理の処理はデジタル化されており、業務の効率化に向け、さらなる進展が期待されるところであります。その数値入力は人がする作業であり、当然のこととして検算を行い、その正確性を確認することが求められます。それにより数値の内容について理解を深めることがヒューマンエラーの防止にもつながると捉えます。複式簿記は非常に複雑です。その辺を捉えて精進していただきたいと思います。

以上が、令和6年度御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査の概要と監査の所見であります。

続きまして、述べさせていただきます。次に、令和6年度御代田下水道事業歳入歳出決算書審査意見書について申し上げます。

御代田町下水道事業歳入歳出決算書審査意見書は、定例会議案書の63ページから66ページに記載しました。ご参照ください。

私たち監査委員は、7月30日に下水道事業決算審査を担任しました。決算審査に当たりましては、一般会計の決算審査手続に準ずるとともに、月次出納検査の際の月次損益を含む事業概況の説明を受けており、これらも参考に決算審査を行いました。

その結果、審査に付された御代田町下水道事業決算書並びに附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数もおおむね正確であると認めました。

予算及び事務の執行並びに財産管理など財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類の照合結果も符合しており、いずれも誤りがないと認められました。

それでは次に、御代田町下水道事業会計についての所見を2点ほど申し上げます。

第1は、経理事務に関することです。

御代田町下水道事業として初めての決算となりました。公営企業会計として初めての決算となりました。複式簿記を基本とする公営企業会計の移行により、資産状況の把握や事業の損益が明確になったため、今後はより一層経営者視点に立った事業運営が期待されます。

また、公営企業会計は単年度主義を基本とする一般会計よりも長期的な積み重ねが大事になります。今後も財務諸表間の現金のずれなど基礎的な部分でのチェックを欠かさず、適切に決算処理をしていくことが求められています。

第2は、事業経営に関するです。

損益状況を見ると、年間2,600万円の利益が計上されておりますが、この利益は将来の施設の更新と維持管理の充実に充てられる原資であり、排水人口の増加によるさらなる利益計上が必要であり、望まれるところです。

御代田町下水道事業は、一見好業績に見えるものの、長期前受金戻入によるところが大きく、将来の施設の更新を想定すると、現在の財政状態は必ずしも十分でないこと、留意は必要でございます。

全国的に下水道設備の更新が喫緊の課題となっている中、切れ間ない継続的な実施は必要不可欠です。経営状況について使用者との情報共有に努め——すみません、舌が回らなくなってしまいました。頑張ります。理解を深めてもらうといったソフトの部分も大切となります。

以上が、令和6年度御代田町下水道事業歳入歳出決算審査の概要と監査の所見であります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

――日程第17 議案第85号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案

（第3号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第17 議案第85号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書67ページをご覧ください。

議案第85号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町一般会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出  
御代田町長 小園拓志

続きまして、69ページをご覧ください。

令和7年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,387万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億1,126万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の70ページの第1表から説明をいたしますが、これをまとめたものが別ファイルになります。2-5、資料5をご覧ください。2-5、資料5の令和7年度一般会計補正予算内容（第3号）でございます。こちらで説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款1町税、項1町民税は、補正額1億3,500万円の増額で、個人町民税現年課税分になります。今年度の課税額が確定したことによるものでございます。

続いて、款10地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、こちらは中小企業が先端設備導入計画に基づいて取得した設備に対して、固定資産税の課税標準を減額する特例措置による固定資産税の減収分について補填される制度でございます。これにより50万9,000円を増額するものでございます。

続いて、款11地方交付税は、普通交付税について5,060万3,000円を減額するものでございます。令和6年度の交付税算定において、基準財政需要額でマイナス5,430万円の錯誤額が、基準財政収入額でプラス836万円の錯誤額が発生し、令和7年度の算定でマイナス調整されたことによるものでございます。

続きまして、款13分担金及び負担金は、町外からの園児受入れに対する負担金で、いわゆる管外保育負担金など402万3,000円を増額するものでございます。

款14使用料及び手数料は、上ノ林霊園2区画分の永代使用料など150万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、款15国庫支出金、項1国庫負担金は、3歳未満の広域保育委託児童の金額の変更による子どものための教育・保育給付費負担金など176万円を増額するものでございます。

続きまして、その下の項2国庫補助金は、私立幼稚園入園者数の減少による子育てのための施設等利用給付金447万2,000円の減額を計上しておりますが、保育所等業務効率化推進事業55万円の増額及び社会資本整備総合交付金、こちらは防災安全交付金になりますが、こちらの事業で1,100万円の増額などにより、全体で732万2,000円の増額となっております。

続いて、款16県支出金、項1県負担金は、国庫負担金で計上した子どものための教育・保育給付費負担金、低所得者介護保険料軽減負担金過年度分など62万6,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の項2県補助金は、国庫補助金で計上した子育てのための施設等利用給付金など175万1,000円の減額を計上してございます。

続いて、款18寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金において、浅間国際フォトフェスティバルへの指定寄附240万円及び農業用ロボット開発資金とした指定寄附500万円など850万円の増額を計上しております。

続いて、款19繰入金、項1基金繰入金9,990万9,000円の減額は、税収の増等により財政調整基金からの繰入金を1億円減額計上したほか、クラインガルテン交流施設燃料費の増額補正に伴う滞在型農園施設基金からの繰入れを計上してございます。

続いて、款20繰越金は、令和6年度からの繰越金でございます。

続きまして、款21諸収入、項4雑入141万6,000円の増額は、令和6年度にU.I.Jターン就業・創業移住支援事業補助金を受けた方が、移住支援金の交付決定を受けた日から5年以内に町外へ転出し、補助金全額返金の対象となったことによる収入などによるものでございます。

続きまして、款22町債は1,130万円の増額で、このうち公共事業等債は810万円、国庫補助防災安全交付金事業、三ツ谷清万線道路改良工事に伴う起債でございます。それから260万円につきましては、脱炭素化推進事業債で電気自動車の導入に対する起債でございます。また、緊急自然災害防止対策事業債60万円は、町有地のり面工事に対する有利な起債が認められたため、新たに計上するものでございます。

歳入合計補正額が8,387万5,000円となっております。

続いて、2ページをご覧ください。

こちら歳出になります。

こちら主なものについて説明をさせていただきます。

まず、款2総務費、項1総務管理費は954万2,000円の増額をお願いいたします。企業版ふるさと納税制度による寄附金について、農業用ロボット開発資金等の指定寄附がありました。事業を今年度中に実施できないため、ふるさと創生

基金へ積み立てるもの 600 万円のほか、緊急自然災害防止対策事業、町有地のり面工事 60 万円など増額を計上してございます。

続いて、款 3 民生費、項 1 社会福祉費は 1,320 万 5,000 円の増額で、令和 6 年度障害者自立支援給付費国庫負担金 534 万 3,000 円の増額及び障害者医療費国庫負担金 208 万 2,000 円の増額について、令和 6 年度事業実績による返還金などを計上してございます。

続いて、款 6 農林水産業費、項 1 農業費は、有害鳥獣対策事業補助金 480 万円の増額などを計上してございます。

款 7 商工費は 952 万 2,000 円の増額で、こちらは長野県中小企業融資規程に基づく県制度資金融資あっせんの際に必要な保証料の負担について、新たな融資の申込みが見込まれることから、583 万円の増額。また、企業版ふるさと納税で寄附を頂いたフォトフェスへの指定寄附金について、フォトフェス実行委員会へ負担金 250 万円の増額などを計上しております。

続いて、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費でございますが、2,000 万円の増額で、防災・安全交付金事業、三ツ谷清万線道路改良工事に伴う信号機移設補償料の増額を計上しております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

款 11 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費は 980 万円の増額で、こちらは本年 7 月 4 日の降雨により被災した馬瀬口地区の町道 3 か所の路肩及び舗装の復旧工事及び令和 6 年 8 月 7 日豪雨災害による久保沢川の護岸崩落箇所が判明したため、仮復旧工事を実施する必要が生じたため、計上するものでございます。

款 14 予備費は 1,307 万 5,000 円の増額を計上しております。こちらは歳入歳出調整をしまして、歳出合計補正額 8,387 万 5,000 円となっております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、議案書の 74 ページをお願いいたします。

こちら、第 2 表 地方債補正でございます。

初めに追加についてです。

脱炭素化推進事業債は、限度額を 260 万円として、公用車の電気自動車導入費用の財源として起債を起こすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については表記のとおりでございます。

次に変更になります。

公共事業等債は、国庫補助、防災安全交付金事業、三ツ谷清万線道路改良工事に伴う信号機移設補償料の財源として810万円を増額し、補正後の限度額を4億2,430万円とするものでございます。

続いて、緊急自然災害防止対策事業債は、町有地のり面工事の財源として60万円を増額し、補正後の限度額7,210万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

#### ――日程第18 議案第86号 令和7年度御代田財産区特別会計補正予算案

（第1号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第18 議案第86号 令和7年度御代田財産区特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書91ページをご覧ください。

議案第86号 令和7年度御代田財産区特別会計補正予算案（第1号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田財産区特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の93ページをご覧ください。

令和7年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、変更はないものとする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 26 日 同意  
御代田財産区管理会長 櫻井 稲

今回の補正予算の内容は、8月26日開催の御代田財産区の管理会で同意を得たものとなっております。

それでは94ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入になります。

款2繰入金、項1基金繰入金は39万3,000円を減額するものでございます。

令和6年度の繰越金が確定したことにより、財政調整基金からの繰入金を減額いたします。

款3項1繰越金は39万3,000円を増額するものです。令和6年度からの繰越金になります。

歳入合計の補正額はゼロ円で、予算額総額の変更はございません。

次に、95ページをご覧ください。

歳出についてです。

こちらは、補正はありません。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第19 議案第87号 令和7年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案

（第1号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第19 議案第87号 令和7年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書99ページをご覧ください。

議案第87号 令和7年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出  
御代田町長 小園拓志

議案書101ページをご覧ください。

令和7年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,699万5,000円とする。

2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年8月26日 同意

小沼地区財産管理委員会委員長 堀篠一夫

こちらも8月26日開催の小沼地区財産管理委員会で同意を得たものとなっております。

それでは、102ページをご覧ください。

第1表 岁入歳出予算補正。

歳入になります。

款1財産収入、項2財産売払収入は、分取造林収入として2万3,000円を増額するものでございます。

款3繰越金、項1繰越金は、16万2,000円を増額するものです。令和6年度からの繰越金になります。

歳入合計の補正額が18万5,000円の増額補正でございます。

続きまして、103ページをご覧ください。

歳出についてです。

款1総務費、項1総務管理費は18万5,000円を増額するものでございます。小沼地区財産管理会が所有する土地を売却するため、その土地に不法投棄された資材等の撤去及び処分等の委託費18万1,000円と、財政調整基金への積立て4,000円の増額を計上しております。

歳出合計の補正額は18万5,000円の増額補正となります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第20 議案第88号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計  
補正予算案（第2号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第20 議案第88号 令和7年度御代田町国民健康保険  
事業勘定特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の108ページをお願いいたします。

議案第88号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案  
(第2号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町国民健康保険事  
業勘定特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出  
御代田町長 小園拓志

110ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、  
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,937万9,000円を追  
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,889万2,000円とす  
る。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

111ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金353万6,000円の増額でございます。公  
的医療保険に子ども・子育て支援金分を上乗せする制度で、令和8年度から10年

度に段階的に構築されるため、システム改修が必要になることにより、その費用の全額が補助されるものでございます。

款4県支出金、項1県補助金16万5,000円の増額でございます。高額療養費制度の基準見直しに伴うシステム改修費の特別交付金と資格情報のお知らせ用紙追加購入分に対する県繰入金となっております。

歳入合計1,937万9,000円の増額補正です。

112ページをお願いいたします。

歳出。款1総務費、項1総務管理費456万1,000円の増額でございます。システムの標準化に伴う納付書、納入通知書の消耗品費と、歳入で説明したシステム改修委託料の増額補正であります。

款7項1予備費1,481万8,000円の増額です。

歳入支出合計1,937万9,000円の増額補正でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせいたします。

（午後 2時25分）

（休 憩）

（午後 2時38分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

――日程第21 議案第89号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正  
予算案（第2号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第21 議案第89号 令和7年度御代田町介護保険事業  
勘定特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の117ページをお願いいたします。

議案第89号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第  
2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

119ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,243万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,884万1,000円とする。

2項 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

120ページをお願いします。

第1表 嶸入歳出予算補正。

歳入。款1保険料、項1介護保険料8万円の減額でございます。本算定処理に伴う額の確定による補正です。

款8繰入金、項1他会計繰入金56万8,000円の増額でございます。システムの標準化に伴う帳票類、消耗費のほか、地域支援事業見直しのための先進地視察研修費用、また、職員向け認知症サポーター養成講座、教材費購入のための繰入れです。

款9項1繰越金6,825万4,000円の増額は、令和6年度決算に伴うものでございます。

款10諸収入、項3雑入369万2,000円は、第三者行為損害賠償金で、令和4年度発生の交通事故が示談が成立したことに伴う増額です。

歳入合計7,243万4,000円の増額補正です。

121ページをお願いします。

歳出。款1項1総務費52万3,000円の増額です。先ほどの第三者行為損害賠償事務共同事業委託料で、支払い決定額の3%の手数料と、システムの標準化に伴う納付書、納入通知書、督促状の消耗品費になります。

款2項1保険給付費は、財源変更となります。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費15万6,000円の増額は、地域支援事業見直しのための先進地視察研修の旅費と、職員向けの認知症サポートー養成講座、教材費の購入の増額でございます。

款5項1諸支出金2,816万7,000円の増額は、介護給付費実績報告による国庫負担金、支払基金、県負担金それぞれに返還するものでございます。

款6項1予備費4,358万8,000円の増額です。

歳出合計7,243万4,000円の増額補正です。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第22 議案第90号 令和7年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正  
予算案（第1号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第22 議案第90号 令和7年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の127ページをお願いいたします。

議案第90号 令和7年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）  
について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

129ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ490万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,229 万 8,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

130 ページをお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入。款 1 項 1 高齢者医療保険料 299 万 5,000 円の増額でございます。本算定処理に伴う額の確定による補正です。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金 108 万 3,000 円の増額です。公的医療保険に子ども・子育て支援金分を上乗せする制度で、令和 8 年度から 10 年度に段階的に構築されるためのシステム改修が必要となり、その費用が全額補助されるものでございます。

款 5 項 1 繰越金 82 万 2,000 円の増額は、令和 6 年度の決算に伴うものでございます。

歳入合計 490 万の増額補正です。

131 ページお願いします。

歳出。款 1 総務費、項 1 総務管理費 108 万 3,000 円の増額でございます。先ほどの子ども・子育て支援金制度導入に向けたシステム改修でございます。

款 2 項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 299 万 5,000 円の増額補正につきましては、本算定処理に伴う額の確定によるものでございます。

款 5 項 1 予備費 82 万 2,000 円の増額です。

歳出合計 490 万円の増額補正です。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第 23 議案第 91 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案

（第 2 号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 23 議案第 91 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の 136 ページをお願いいたします。

議案第 91 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

地方公営企業法第 6 条及び地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 2 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 25 日 提出

御代田町長 小園拓志

138 ページをお願いいたします。

令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第 1 条 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計予算第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第 51 款水道事業費用、第 1 項営業費用として、補正額 181 万 4,000 円の増額は、清万深井戸ポンプの故障による浅麓水道企業団からの受水費、水道委員報酬費、水道システム改修費の増額をお願いするものでございます。水道事業費用の補正額 181 万 4,000 円を増額し、総額 2 億 1,799 万 7,000 円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第 24 議案第 92 号 令和 7 年度御代田町下水道事業会計補正予算案

（第 2 号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 24 議案第 92 号 令和 7 年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の141ページをお願いいたします。

議案第92号 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第2号）について

地方公営企業法第6条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出  
御代田町長 小園拓志

143ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度御代田町下水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第51款下水道事業費用、第1項営業費用として、補正額110万円の増額は、金融機関の統合による下水道会計システムの改修費をお願いしております。下水道事業費用の補正予定額110万円を増額し、総額6億3,162万円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第25 報告第8号 令和6年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第25 報告第8号 令和6年度御代田町財産健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書146ページをお願いいたします。

報告第8号 令和6年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり報告する。

令和7年9月25日

御代田町長 小園拓志

147ページをご覧ください。

初めに、1の健全化判断比率でございます。

実質赤字比率は、普通会計における赤字額の標準財政規模に対する割合を言います。当町の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、小沼地区財産管理特別会計の3会計で構成をされております。その普通会計の収支決算が黒字であるため、実質赤字比率の算定結果は、数値なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率です。こちらは御代田町全体の赤字額の標準財政規模に対する割合を言うものでございます。一般会計及び特別会計6会計と公営企業会計2会計、全ての収支決算が黒字のため、連結実質赤字比率の算定結果は、数値なしとなっております。

次に、実質公債費比率です。御代田町全体と佐久広域連合や浅麓環境施設組合などの一部事務組合を含めた公債費負担の割合を言うもので、標準的な財政規模に対して、実質的に公債費として支出した額の割合を算定するものでございます。

一般会計の公債費のほか、特別会計や広域連合等一部事務組合へ支出している繰出金や負担金のうち、実質的に公債費へ充当している額を用いて算定をしております。令和4年度から令和6年度の3か年の平均で4.9%となり、昨年度から2.9ポイント減少しております。これは、当比率が3年度平均で算定されることから、令和6年度の単年度比率が令和5年度と比較して1.5ポイント減、令和5年度の単年度比率が令和4年度と比較して2.8ポイント減と大きく減となったためです。一般会計の公債費の償還のピークが平成30年度であったため、今後も減少していくと見込んでおります。

次に、将来負担比率です。町全体と一部事務組合、土地開発公社等の持つ負債のうち、基金や特定収入で賄い切れない部分の標準財政規模に対する割合を言います。町の将来負担が見込まれる額に対し、基金残額や将来充当可能な財源が上回るため、将来負担比率は、数値なしとなっております。

続きまして、2の資金不足比率です。

公営企業それぞれ 2 会計において、単年度資金に不足額は生じていないため、数值なしとなっております。

説明は以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

井田代表監査委員。

（代表監査委員 井田理恵君 登壇）

○代表監査委員（井田理恵君） 監査委員を代表し、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

ただいま担当課長より詳細な説明がありましたので、簡略にご報告申し上げます。財政健全化法は、自治体の財政状況を早い段階から把握するためにできた制度です。

その骨子は、収支が赤字か否か、公債費等の借入れが財政規模に比較して多過ぎないかのチェックによります。財政健全化第 3 条の 3 審査意見書は、定例会議案書の 148 ページに記載しました。

私たちは、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条に基づき、町長より提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査しました。

第 1 に、審査の概要であります。

健全化判断比率算定の基礎となる関係書類の審査の概要ですが、法令に準拠して適正に作成されているか、資料に基づいて算定した健全化判断比率は正確なものであるかについての審査を行いました。

第 2 に、審査の結果であります。

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成され、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債比率、将来負担比率は、いずれも適正に算定手続がされているものと認めました。

令和 6 年度の御代田町の一般会計及び財政健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計の実質収支は黒字となっております。よって、財政運営の悪化の度合

いを示す指標、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合である実質赤字比率と、町の全会計の実質赤字額の割合である連結赤字比率は、いずれも分子となる赤字がありませんので、算定されていません。

次に、実質公債比率は、一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指標です。当期は比率が4.9%で、ご説明もありましたとおり、前年比2.9%の減少となりました。政令で定める財政健全化計画を作成すべき比率は25%ですので、問題ないものと判断しました。

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。こちらも、町の貯金に当たります財政調整基金等の残額が相当額あることから、数値は算定されていません。

また、財政健全化計画を作成すべき基準は350%ですので、これについても問題はありませんでした。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見であります。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業会計の資金不足比率について申し上げます。

第22条関係の意見書は、議案書の150ページに記載しています。ご参照をまた願います。

この審査に当たりましても、財政健全化法第3条の審査に準じて、所要、所定の審査手続を実施しました。その結果、二つの公営企業会計は、いずれも資金収支におおむね問題がなく、資金不足は生じていません。このため、資金不足比率についても数値が算定されていません。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、経営健全化の見地から、是正改善を要する指摘すべき事項はありませんでした。

結びに当たり、去る8月25日、小園町長はじめ、理事者、管理職員の皆さんへ決算審査の公表をさせていただきました。その際には、小園町長から、監査意見の各項目に着目し、これを尊重し、参考として業務に生かす意向をお受けいたしました。この旨をお伝えいたします。

また、これら監査業務に当たり関わられた職員、監査チームとして協働された事務局職員の皆さんと、退任の、もう今ここにいらっしゃいませんけれども、議選監

査の五味高明前議員に感謝をいたします。そして、ここにご同席の皆さんにご清聴、  
本日はありがとうございました。

令和7年9月25日

代表監査委員 井田理恵

○議長（内堀喜代志君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これにて、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時03分